

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年3月16日（火） 7：47～7：56

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣
麻 生 太 郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
武 田 良 太 国務大臣（総務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（法務大臣）
茂 木 敏 充 国務大臣（外務大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（文部科学大臣）
田 村 憲 久 国務大臣（厚生労働大臣）
野 上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）
梶 山 弘 志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
赤 羽 一 嘉 国務大臣（国土交通大臣）
小 泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（内閣官房長官）
平 沢 勝 栄 国務大臣（復興大臣）
小此木 八 郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
河 野 太 郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平 井 卓 也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
丸 川 珠 代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）
井 上 信 治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：坂 井 学 内閣官房副長官
岡 田 直 樹 内閣官房副長官
杉 田 和 博 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 国会提出案件 9件
- 政令 8件
- 議員提出法律案関係 2件
- 人事 5件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：国会提出案件について、申し上げます。まず、「令和2年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法に基づき、昨年4月から本年1月までの期間に係る予備費の使用調書等を、事後承諾を求めため、国会に提出するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書5件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令7件について、御決定をお願いいたします。まず、「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年5月1日とするものであり、「資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、第二種及び第三種資金移動業における資金移動の上限額を定める等所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」は、人事院規則の改正に伴い、公立学校の学校医等の公務災害補償における介護補償額を、改めるものであります。

次に、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正法の施行に伴い、新たに認知症の定義等を定めるものであります。

次に、「特許法等関係手数料令の一部を改正する政令」は、意匠の出願及び審査の手續について、指定された手續期間経過後に当該期間の延長を請求する場合の手数料の額を定めるものであります。

次に、「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」は、一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国土交通大臣がその管理を行う指定区間を変更するものであります。

次に、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、最近におけるタンカーに係る保険契約の保険金額の水準等に鑑み、特定損害保険契約の保険金額の下限等を改めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、在ジッダ日本国総領事館総領事宮本雅行外1名を特命全権大使に任命し、バーレーン国駐節等を命ずること、及び、アルメニア国駐節大使山田淳外1名にカザフスタン国駐節等を命ずることを承認することについて、それぞれ御決定をお願いいたします。

次に、財務省大臣官房審議官三村淳に、米州開発銀行総務会第61回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずること等について御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、戸澤康壽外147名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、準備のための案件について、申し上げます。まず、令和3年度予算の関連政令について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。「再就職等監視委員会令の一部を改正する政令」は、同委員会の体制を強化するため、常勤の再就職等監察官2名のうち1名は、検察官を充てるものであります。

次に、議員提出法律案に対する国会法に基づく内閣の意見要旨2件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、内閣意見を求められることを条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、近く衆議院災害対策特別委員会に提出予定の「地震防災対策特別措置法の一部改正法案」は、地震防災対策施設等の緊急整備に対する国庫補助率の嵩上げ措置の期限を令和8年3月31日まで延長するものであり、これに対する内閣の意見要旨は、「政府としては、特に異存はない。」というものであります。

次に、近く衆議院農林水産委員長から提出予定の「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部改正法案」は、漁港漁場整備事業に関する補助割合及び地方債の特例措置の期限を令和14年3月31日まで延長するものであり、これに対する内閣の意見要旨は、「政府としては、異議はない。」というものであります。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○武田国務大臣：本日、「都道府県指定文化財の保護・承継に関する行政評価・監視」の結果に基づき、文部科学大臣に対して勧告を行います。地域の文化財の管理を担ってきた社寺や個人に後継者の不在が懸念され、散逸などの防止措置の緊急性が高まっていると考えられることから、都道府県指定文化財のうち美術工芸品の保護・承継について調査しました。その結果、所有者による、譲渡などの際に都道府県への届出が励行されず、所在不明となるなどの実態がみられました。このため、都道府県に対する届出の励行、捜索方法や再発防止策の提示などを文部科学省に求めています。文部科学大臣におかれては、都道府県指定文化財の散逸の防止について、必要な措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令 和 3 年 3 月 16 日) (火)

◎ 国会提出案件

資料あり

- 1. 令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- 1. 令和2年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- 1. 令和2年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
- 1. 令和2年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

を事後承諾を求めるため国会に提出することについて(決定) (財務省)

〃

- 1. 衆議院議員丸山穂高(無)提出オンラインによる国家公務員の人材募集に関する質問に対する答弁書について(決定) (内閣官房)
- 1. 衆議院議員江田憲司(立民)提出大義なきイラク戦争の総括に関する質問に対する答弁書について(決定) (外務省)
- 1. 参議院議員浜田聡(みんな)提出プラスチック製買物袋有料化義務付けが法改正でなく省令改正でなされたことに関する質問に対する答弁書について(決定) (経済産業省)
- 1. 衆議院議員大河原雅子(立民)提出上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問に対する答弁書について(決定) (国土交通省)
- 1. 参議院議員浜田聡(みんな)提出国が過半数の株式を保有する会社が運営する公共交通機関における精神障害者等に対する障害者割引制度の現状と今後の方向性に関する質問に対する答弁書について(決定) (同上)

◎政 令

資料あり
資あり

- 金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（金融庁）
- 〃 ○資金決済に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○介護保険法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○特許法等関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
- 〃 ○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）

◎人 事

資料あり
資あり

- 宮本雅行外1名を特命全権大使に任命することについて（決定）
- 〃 ○財務省大臣官房審議官三村 淳に米州開発銀行総務会第61回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずること等について（決定）
- 〃 ○各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）

資料なし
資なし

- ☆田村政喜を判事兼簡易裁判所判事に任命し，判事補兼簡易裁判所判事菅原光祥外12名の兼官を免じ，判事兼簡易裁判所判事渡邊 弘を願に依り免ずることについて（決定）

資料あり ☆名古屋大学名誉教授戸澤康壽外147名の叙位又は叙勲について（決定）

〔○署名あり ☆署名なし〕

準備のため

〔令和3年
3月16日〕 (火)

◎政 令

資料あり
資料あり

- 再就職等監視委員会令の一部を改正する政令
(決定) (内閣府本府)

◎議員提出法律案関係

資料あり
資料あり

- 衆議院災害対策特別委員会において提出予定の地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する国会法第57条の3に基づく内閣の意見要旨について(決定) (内閣府本府・財務省)
- 〃 ○衆議院農林水産委員長提出予定の有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する国会法第57条の3に基づく内閣の意見要旨について(決定)
(農林水産・財務・国土交通省)

[○署名あり ☆署名なし]